

速報

基本給・ボーナス（勤勉手当）を引き上げ！

4月遡及の差額分は、3月10日（金）に支給!!

熊大使用者は、役員会（2023年2月22日）において、「熊大役職員の給与等の取り扱い」を審議し、基本給とボーナス（勤勉手当）を2022年4月に遡って引き上げ、差額分を2023年3月10日（金）に一時金として支給することを決定しました。なお、有期雇用職員および個別契約職員の給与改定は、2023年4月から実施します。今回の給与改定では、一般職員の初任給が3,000円（大卒者）、4,000円（高卒者）とそれぞれ引き上げ、若年層（30歳台半ばまで）に重点を置いて基本給が平均0.3%、またボーナスは、勤勉手当を0.1月分（再雇用職員は0.05月分）引き上げます。

2022年2月から看護職員等処遇改善事業により医療職員等特別手当（最大9,000円）、また子育て支援事業として保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時事業により附属幼稚園教諭等特別手当（収入の3%）が支給され一部の教職員は改善しましたが、すべての教職員の賃金改善は行なわれていません。今回の改定では、基本給の引き上げは若年層に限られ、ボーナスを引き上げたとはいえ2019年度比では、0.1月分が減額（支給月数は4.5月→4.4月）されたままです。熊大使用者と組合が締結した「労働協約」

（2010年12月24日）「熊大職員のラスパイレス指数の改善への努力」を遵守した賃上げは一定評価できますが、物価上昇等が生活に影響して大きな負担になっていることから、熊大教職員のモチベーションを維持するための改善努力として十分とは言えません。熊大教職員の生活を守り、優秀な人材の流出に歯止めをかけるためにも、さらなる待遇改善は不可欠です。

組合は、熊大教職員の賃金や年次有給休暇等の労働条件の改善、そして熊大の教育・研究・医療の発展を支える環境改善を求めて、2月20日に団体交渉を申し入れました。今後も組合は、すべての熊大教職員の待遇改善のために粘り強く運動していきます。

定年年齢引き上げ方針を決定！

国家公務員法の改正（2023年6月11日公布）により、国家公務員の定年年齢が段階的に65歳に引き上げられます。この改正を受けて、熊大使用者は、人件費や人材活用等の効果の比較、少子高齢化社会への対応、経験豊富な職員の活躍機会の確保、大学管理運営の安定化を長期的な視点で検討し、定年年齢引き上げ方針を役員会（2023年1月26日）で決定しました。今後、2023年度4月1日付の就業規則改定に向けた手続きが行なわれます。なお、役員会で示された制度は下記の6点です。

- 【①定年年齢の段階的引き上げ ②役職定年制の導入 ③60歳に達した職員の給与額 ④60歳以後定年前退職者の退職手当 ⑤定年前再雇用短時間勤務制 ⑥定年退職後65歳までの暫定再雇用制度】

	熊本大学教職員組合	
	No.17 2023. 2. 22	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/